

鈴鹿市地域づくり協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市地域づくり協議会条例（平成31年鈴鹿市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の区域)

第2条 条例第4条に規定する規則で定める区域は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項の区域について、その変更が条例第1条の地域づくり協議会（以下「協議会」という。）の活動の促進に寄与すると認められるときは、これを変更することができる。

(規約)

第3条 条例第5条第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の区域に関する事。
- (2) 協議会の目的を達成するための事業に関する事。
- (3) 総会その他の意思決定に係る手続に関する事。
- (4) 代表者及び役員を選出方法並びにその役割に関する事。
- (5) 予算の編成及び決算の報告に関する事。
- (6) 規約の変更に関する事。
- (7) 監査に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する事。

(認定の申請)

第4条 条例第6条第2項の規定により認定の申請をしようとするものは、あらかじめ市長に協議するものとする。

2 条例第6条第2項の規定による申請は、地域づくり協議会認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 協議会を構成する部会等の組織図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(認定の決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、

適当と認めるときは、協議会として認定し、地域づくり協議会認定決定通知書（第2号様式）により、当該協議会に通知するものとする。

（変更の協議）

第6条 条例第6条第3項の規則で定める事項は、地域計画その他市長が必要と認めるものとする。

2 協議会は、条例第6条第3項の規定による変更をしようとするときは、地域づくり協議会変更協議書（第3号様式）に変更しようとする内容が分かる書類を添付し、あらかじめ市長に協議するものとする。

（変更の届出）

第7条 条例第6条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 協議会の役員
- （2） 協議会を構成する部会等の組織図
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 協議会は、総会において条例第6条第4項の規定による変更をしたときは、地域づくり協議会変更届出書（第4号様式）に変更内容を証する書類を添付し、市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第8条 条例第6条第5項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- （1） 条例第8条に規定する活動の制限に違反した場合
- （2） 協議会の統廃合が行われた場合

2 市長は、条例第6条第5項の規定により認定を取り消したときは、地域づくり協議会認定取消通知書（第5号様式）により、当該取消しに係る団体の代表者に通知するものとする。

（地域計画の提出）

第9条 協議会は、条例第9条の規定により地域計画を策定したときは、地域計画策定届出書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- （1） 地域計画
- （2） 地域計画が総会等で認められたことを証する書類
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（公正な活動の遂行）

第10条 協議会は、その運営において、情報の公開及び個人情報の保護に取り組まなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

区分	区域	協議会	支援の中心となる地区 市民センター等
1	加佐登一丁目 加佐登二丁目 加佐登三丁目 加佐登四丁目 加佐登町の一部 広瀬町 高塚町 津賀町	加佐登地区まちづくり協議会	加佐登地区市民センター
2	矢橋二丁目の一部 矢橋三丁目の一部 神戸地子町 神戸本多町 神戸寺家町 神戸一丁目 神戸二丁目 神戸三丁目 神戸四丁目 神戸五丁目 神戸六丁目 神戸七丁目 神戸八丁目の一部 神戸九丁目	神戸まちづくり協議会	地域振興部 地域協働課 総務グループ（神戸担当）
3	小田町 和泉町 西富田町 中富田町	マイタウン井田川まちづくり委員会	井田川地区市民センター
4	平田町 平田中町 阿古曾町 平田一丁目 平田二丁目 平田新町 大池一丁目 大池二丁目 大池三丁目 岡田町 算所町 弓削町 甲斐町 算所一丁目 算所二丁目 算所三丁目 算所四丁目 算所五丁目 平田本町一丁目 平田本町二丁目の一部 平田東町 弓削一丁目 弓削二丁目 岡田一丁目 岡田二丁目 岡田三丁目	牧田地区地域づくり協議会	牧田地区市民センター
5	山本町 大久保町 椿一宮町	椿地区まちづくり協議会	椿地区市民センター
6	岸岡町の一部 南若松町の一部 中若松町 北若松町 若松中一丁目 若松中二丁目 若松西一丁目 若松西二丁目 若松西三丁目	若松地域づくり協議会	若松地区市民センター

	目 若松西四丁目 若松西五丁目 若松西六丁目 若松東一丁目 若松東二丁目 若松東三丁目 若松北一丁目 若松北二丁目 若松北三丁目		
7	西庄内町 東庄内町	庄内地区地域づくり協議会	庄内地区市民センター
8	御菌町 徳田町	天名まちづくり協議会	天名地区市民センター
9	越知町 郡山町 中瀬古町の一部	郡山まちづくり協議会	栄地区市民センター
10	三宅町 徳居町 長法寺町	合川地区地域づくり協議会	合川地区市民センター
11	庄野町 汲川原町 庄野東一丁目 庄野東二丁目 庄野東三丁目 庄野共進一丁目 庄野共進二丁目 庄野共進三丁目 庄野羽山一丁目 庄野羽山二丁目 庄野羽山三丁目 庄野羽山四丁目 平田本町二丁目の一部	庄野地区まちづくり協議会	庄野地区市民センター
12	北長太町 南長太町 長太新町一丁目 長太新町二丁目 長太新町三丁目 長太新町四丁目 長太旭町一丁目 長太旭町二丁目 長太旭町三丁目 長太旭町四丁目 長太旭町五丁目 長太旭町六丁目 長太栄町一丁目 長太栄町二丁目 長太栄町三丁目 長太栄町四丁目 長太栄町五丁目	長太地区まちづくり協議会	一ノ宮地区市民センター
13	稲生町 野町 野村町 稲生西一丁目 稲生西二丁目 稲生西三丁目 稲生一丁目 稲生二丁目 稲生三丁目 稲生四丁目 稲生こがね園 稲生塩屋一丁目 稲生塩屋二	夢ある稲生まちづくり協議会	稲生地区市民センター

	丁目 稲生塩屋三丁目 鈴鹿ハイツ 野町中一丁目 野町中二丁目 野町中三丁目 野町東一丁目 野町東二丁目 野町西一丁目 野町西二丁目 野町西三丁目 野町南一丁目		
14	三日市一丁目の一部 河田町の一部 野辺町 竹野町 山辺町 木田町 国分町 須賀町 十宮町 十宮一丁目 十宮二丁目 十宮三丁目 十宮四丁目 野辺一丁目 野辺二丁目 竹野一丁目 竹野二丁目 須賀一丁目 須賀二丁目 須賀三丁目 采女が丘町 矢橋三丁目の一部 神戸八丁目の一部	河曲地区地域づくり協議会	河曲地区市民センター
15	伊船町 長澤町 小社町 小岐須町	鈴峰地区地域づくり協議会	鈴峰地区市民センター
16	下大久保町の一部 花川町 岸田町	久間田地域づくり協議会	久間田地区市民センター
17	白子町の一部 江島町の一部 東旭が丘一丁目 東旭が丘二丁目 東旭が丘三丁目 東旭が丘四丁目 東旭が丘五丁目 東旭が丘六丁目 中旭が丘一丁目 中旭が丘二丁目 中旭が丘三丁目 中旭が丘四丁目 南旭が丘一丁目 南旭が丘二丁目 南旭が丘三丁目 岸岡町の一部 南玉垣町の一部 東旭が丘七丁目	旭が丘地区まちづくり協議会	白子地区市民センター
18	八野町 国府町 平野町 住吉町の一部 住吉一丁目の一部 住吉二丁目の一部 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目	国府地区まちづくり協議会	国府地区市民センター

19	深溝町の一部 追分町 三畑町	深伊沢地域づくり協議会	深伊沢地区市民センター
20	高岡町 一ノ宮町 池田町 高岡台一丁目 高岡台二丁目 高岡台三丁目 高岡台四丁目 高岡台五丁目	一ノ宮地域づくり協議会	一ノ宮地区市民センター
21	林崎町 南林崎町 上箕田町 中箕田町 南堀江町 北堀江町 下箕田町 林崎一丁目 林崎二丁目 上箕田一丁目 上箕田二丁目 中箕田一丁目 中箕田二丁目 南堀江一丁目 南堀江二丁目 北堀江一丁目 北堀江二丁目 下箕田一丁目 下箕田二丁目 下箕田三丁目 下箕田四丁目	和の街箕田地域づくり協議会	箕田地区市民センター
22	加佐登町の一部 石薬師町 上野町 上田町 自由ヶ丘一丁目 自由ヶ丘二丁目 自由ヶ丘三丁目 自由ヶ丘四丁目 河田町の一部 下大久保町の一部 深溝町の一部	石薬師地区明るいまちづくり協議会	石薬師地区市民センター
23	江島町の一部 江島本町の一部 東江島町 北江島町 中江島町 南江島町 江島台一丁目 江島台二丁目 岸岡町の一部 南若松町の一部	愛宕地域づくり協議会	若松地区市民センター
24	矢橋町 肥田町 柳町 岸岡町の一部 東玉垣町 西玉垣町 南玉垣町の一部 末広町 土師町 北玉垣町 矢橋一丁目 矢橋二丁目の一部 矢橋三丁目の一部 桜島町一丁目 桜島町二丁目 桜島町三丁目 桜島町四丁目 桜島町五丁目 桜島町六丁目 桜島町七丁目 末広東 末広北一丁目 末広北二丁目 末広北三丁目 末広南一丁目	玉桜まちづくり協議会	玉垣地区市民センター

	末広南二丁目 末広南三丁目 末広西 石垣一丁目 石垣二丁目 石垣三丁目		
25	住吉町の一部 住吉一丁目の一部 住吉二丁目の一部 西條町 三日市町 道伯町 地子町 安塚町 飯野寺家町 西条一丁目 西条二丁目 西条三丁目 三日市一丁目の一部 三日市二丁目 三日市三丁目 道伯一丁目 道伯二丁目 道伯三丁目 道伯四丁目 道伯五丁目 三日市南一丁目 三日市南二丁目 三日市南三丁目 西条四丁目 西条五丁目 西条六丁目 西条七丁目 西条八丁目 西条九丁目	飯野地区地域づくり協議会	飯野地区市民センター
26	中瀬古町の一部 秋永町 五祝町 磯山町 東磯山一丁目 東磯山二丁目の一部 磯山一丁目 磯山二丁目 磯山三丁目 磯山四丁目	栄地区地域づくり協議会	栄地区市民センター
27	寺家町の一部 寺家一丁目 寺家二丁目 寺家三丁目の一部 寺家八丁目 東磯山二丁目の一部 東磯山三丁目 東磯山四丁目	鼓ヶ浦地区まちづくり協議会	白子地区市民センター
28	白子町の一部 寺家町の一部 寺家三丁目の一部 寺家四丁目 寺家五丁目 寺家六丁目 寺家七丁目 白子一丁目 白子二丁目 白子三丁目 白子四丁目 白子駅前 白子本町 江島本町の一部	白子地域づくり協議会	白子地区市民センター

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名
 電話番号

地域づくり協議会認定申請書

協議会の認定を受けたいので、鈴鹿市地域づくり協議会条例第6条第2項の規定により次のとおり申請します。

名称			
設置年月日			
事務所	所在地		
	電話番号		F A X 番号
	Eメール		
代表者	氏名		
	住所		
	電話番号		F A X 番号
活動目的			
事業内容			
添付書類	(1) 規約 (2) 役員名簿 (3) 協議会を構成する部会等の組織図 (4) その他 ()		

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

地域づくり協議会認定決定通知書

鈴鹿市地域づくり協議会条例第6条第1項本文の規定により、次のとおり協議会として認定しましたので、通知します。

1 認定年月日

2 留意事項

- (1) この決定は、地域づくり協議会としての認定を決定するものであり、補助金等の交付を確約するものではありません。
- (2) 補助金等の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書等を提出する必要があります。
- (3) 貴団体が鈴鹿市地域づくり協議会条例第5条の要件に該当しなくなった場合又は鈴鹿市地域づくり協議会条例施行規則第8条第1項各号のいずれかに該当した場合は、協議会と協議し、対応策を講じた上で、やむを得ないと認めるときは、本認定を取り消すことがあります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

地域づくり協議会変更協議書

協議会に係る事項について変更したいので、鈴鹿市地域づくり協議会条例第6条第3項の規定により次のとおり協議します。

項目	変更協議内容	変更理由
<input type="checkbox"/> 目的		
<input type="checkbox"/> 名称		
<input type="checkbox"/> 事務所の所在地		
<input type="checkbox"/> 地域計画		
<input type="checkbox"/> その他		
変更予定年月日	年 月 日	
添付書類	変更しようとする内容が分かる書類	

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

地域づくり協議会変更届出書

協議会に係る事項に変更がありましたので、鈴鹿市地域づくり協議会条例第6条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 目的		
<input type="checkbox"/> 名称		
<input type="checkbox"/> 事務所の所在地		
<input type="checkbox"/> 地域計画		
<input type="checkbox"/> 代表者	氏名（ふりがな） 住所 連絡先	氏名（ふりがな） 住所 連絡先
<input type="checkbox"/> その他		
変更年月日	年 月 日	
添付書類	変更内容を証する書類	

第5号様式（第8条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

地域づくり協議会認定取消通知書

鈴鹿市地域づくり協議会条例第6条第5項の規定により協議会の認定を取り消しましたので、通知します。

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

地域計画策定届出書

鈴鹿市地域づくり協議会条例第9条の規定により地域計画を策定しましたので、
次のとおり届け出ます。

計画の名称	
策定年月日	
添付書類	(1) 地域計画 (2) 地域計画が総会等で認められたことを証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。